

(収納等管理関係資料)

中予地方局県営住宅家賃決定要領

愛媛県県営住宅の家賃の減免等に関する事務取扱要領

愛媛県県営住宅高額所得者明渡事務処理要領

愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領

中予地方局県営住宅家賃決定等業務要領（案）

1. 家賃の決定

家賃の決定については県が行う。

指定管理者は、県の行った収入認定及び家賃決定に基づき、以下の業務を行う。

2. 家賃決定に要する収入調査

(1) 収入申告書の送付、回収

指定管理者は、収入申告書を入居者に送付する。

この送付の時期は毎年度概ね6月20日を目途とし、その回収期限は概ね7月10日を目途とする。

回収時に個人情報第三者に漏出しないよう、回収用封筒を利用するなどして回収しなければならない。

(2) 申告書の受付、審査、進達

指定管理者は、入居者より提出された収入申告書及びこれらの付属書類を受付けし、その記載内容及び必要な添付書類の有無などの確認・審査を行い、不備があった場合は速やかにその補正を求め、必要な指導を行う。

また、提出期限までに提出のなかった入居者に対しては、遅滞なく提出を行うよう督促・指導を行わなければならない。

指定管理者は、提出された収入申告書及びこれらの付属書類の審査を行い指導による必要な修正等を終了した後、住宅管理システムに入力し、収入認定用資料・家賃決定資料及び収入認定通知書及び家賃決定通知書(案)を作成の上、収入申告書に添付して県に進達しなければならない。

当該未提出者については、次年度の家賃決定通知を県が行うまでの間、督促等の必要な対応を行い、提出された収入申告書については、と同様の作業を行い、適時県に進達する。

(3) 実態調査等

県は、提出された収入申告書及びその付属書類について、必要があると認められる場合入居者の実態調査（市町で課税台帳照合）を実施するが、その場合において指定管理者は県が行う実態調査の補助を行わなければならない。

(4) 収入認定、家賃決定通知

指定管理者は、上記（1）～（3）により、県が行った入居者の収入の認定及び家賃決定に基づき、通知書を作成して入居者に送付する。

(5) 意見の申し出、更正

指定管理者は、上記（4）の通知に対する意見の申し出があった場合には、必要な書類の提出を求め、その内容を審査して収入認定を修正する必要があると認められる場合には県に進達する。

指定管理者は、県の行った更正結果に基づき入居者に通知する。

愛媛県県営住宅の家賃の減免等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)の規定による家賃の減免並びに敷金の猶予及び減免(以下「家賃の減免等」という。)の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(家賃の減免等の適用範囲)

第2条 家賃の減免の対象者、減免額及び減免期間は、それぞれ別表第1の家賃の減免の対象者の欄、家賃の減免額の欄及び家賃の減免期間の欄に掲げるとおりとする。

2 敷金の猶予の対象者、猶予額及び猶予期間は、別表第2に掲げるとおりとする。

3 敷金の減免の対象者及び減免額は、別表第3に掲げるとおりとする。

(家賃の減免等の申請)

第3条 家賃の減免等を受けようとする者は、家賃減免等申請書(様式第1号)により、所轄の地方局長に申請しなければならない。ただし、家賃の減免を受けようとする者にあつては、別表第1添付書類の欄に掲げる書類を添付しなければならない。

2 愛媛県県営住宅管理条例施行規則第9条第1項の規定にする知事が特に必要と認める場合は、別表第1「家賃の減免の対象者」の欄6に掲げる減免を行なう場合とする。

(家賃の減免等の承認)

第4条 地方局長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、家賃の減免等の承認又は不承認を決定し、その旨を通知するものとする。

2 地方局長は、前条第2項に規定する減免を行うときは、その旨を通知するものとする。

(家賃の減免の取消し)

第5条 地方局長は、家賃の減免を受けた者が次の各号のいずれか(別表第1「家賃の減免の対象者」の欄5に掲げる者にあつては第1号)に該当する場合には、減免した家賃のうち、次に掲げる家賃について減免を取り消すものとする。

(1) 減免期間内に家賃の減免の事由に該当しなくなったとき 家賃の減免の事由に該当しなくなった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)分以降の家賃

(2) 2以上の月分の家賃を滞納したとき その翌月分以降の家賃

2 家賃の減免を受けた者は、前項第1号に該当することとなつたときは、直ちに家賃減免辞退届(様式第2号)により、その旨を所轄の地方局長に届け出なければならない。

第6条 地方局長は、前条第1項に定める場合のほか、虚偽の申請により家賃の減免を受けた者に対しては、減免したすべての家賃について減免を取り消すものとする。

2 前項の取消しを受けた者は、減免の取消しを受けた家賃のうち、当該取消しの時においてその納付期限が経過しているものについては、一時に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情により前項に規定する家賃を一時に納付することが困難と認められるときは、減免した時から取消しをした時までの期間に相当する期間又は取消しをした時からその年度の末日までの期間のうち短い方の期間を限度として当該家賃を分割して納付させることができる。

(適用除外)

第7条 家賃の滞納者は、家賃の減免を受けることができない。(別表第1「家賃の減免の対象者」の欄5に掲げる者を除く。次項において同じ。)

2 家賃の減免を取り消された者は、その年度においては、家賃の減免を受けることができない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、家賃の減免等の取扱いに関し必要な事項は、建築住宅課長が定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成7年9月1日から施行する。

2 愛媛県県営住宅家賃減免取扱要領(昭和53年11月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係） 家賃の減免の適用範囲

家賃の減免の対象者	家賃の減免額	家賃の減免期間	添付書類												
1 生活保護法（昭和25年法律第144号）第14条の規定による住宅扶助を受けている世帯に属する者で家賃の支払が困難と認められるもの	住宅扶助の基準限度額を超える額	家賃の減免の承認のあった日の属する月から同月以後の最初の6月末までの間	住宅扶助の証明書												
2 家賃の減免の申請時において市町村民税非課税世帯に属する者で家賃の支払が困難と認められる者	次の表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の右欄の減免率を家賃の額に乗じて得た額の合計額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家賃のうち5千円以下の額</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>家賃のうち5千円を超え1万5千円以下の額</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>家賃のうち1万5千円を超え2万円以下の額</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>家賃のうち2万円を超える額</td> <td>45%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免率	家賃のうち5千円以下の額	30%	家賃のうち5千円を超え1万5千円以下の額	35%	家賃のうち1万5千円を超え2万円以下の額	40%	家賃のうち2万円を超える額	45%	同上	市町村民税非課税証明書		
区分	減免率														
家賃のうち5千円以下の額	30%														
家賃のうち5千円を超え1万5千円以下の額	35%														
家賃のうち1万5千円を超え2万円以下の額	40%														
家賃のうち2万円を超える額	45%														
3 家賃の減免の申請日（以下「申請日」という。）の属する年度の翌年度（申請日が1月から3月までの間にあつては、申請日の属する年度の翌翌年度）において市町村民税非課税世帯となる見込みがあると認められる世帯に属する者で家賃の支払が困難と認められる者	同上	同上	離職証明書、給与証明書、医療支払証明書、直近の市町村民税非課税証明書その他申請日の属する年度の翌年度（申請日が1月から3月までの間にあつては、申請日の属する年度の翌翌年度）においてその属する世帯が市町村民税非課税世帯となる見込みであることを証明する書類のうち、地方局長が必要と認める書類												
4 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないもののうち、家賃の支払が困難と認められる者	全額	入居の許可のあった日から1年以内の間													
5 収入が年度途中の失職及び退職等により、条例第9条の2第2項に基づき認定された額より著しく減少したと認められる者	当該失職及び退職後の収入に基づき算出した額を超える額	家賃の減免の承認のあった日の属する月からその月の属する年度の末月までの間	離職証明書、給与証明書、医療支払証明書、直近の市町村民税非課税証明書その他所得が減少したことを証明する書類のうち、地方局長が必要と認める書類												
6 平成21年度以降の収入認定月額が20万円以下の者で、平成21年度以降の決定家賃が平成20年度家賃と比して上昇する者	次表のとおり算定した額 A：平成20年度最終決定家賃 B：次表の区分毎の決定家賃 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>減免額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>B - A</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>(B - A) × 4/5</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>(B - A) × 3/5</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>(B - A) × 2/5</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>(B - A) × 1/5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	減免額	平成21年度	B - A	平成22年度	(B - A) × 4/5	平成23年度	(B - A) × 3/5	平成24年度	(B - A) × 2/5	平成25年度	(B - A) × 1/5	減免事由が生じた月からその月の属する年度の末月までの間	
区分	減免額														
平成21年度	B - A														
平成22年度	(B - A) × 4/5														
平成23年度	(B - A) × 3/5														
平成24年度	(B - A) × 2/5														
平成25年度	(B - A) × 1/5														

備考 算出した家賃の減免額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第2（第2条関係） 敷金の猶予の適用範囲

敷金の猶予の対象者	敷金の猶予額	敷金の猶予期間
被災市街地復興特別措置法第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないもののうち、敷金の支払が困難と認められる者	全額	入居の許可があった日から1年以内の間

別表第3（第2条関係） 敷金の減免の適用範囲

敷金の減免の対象者	敷金の減免額
敷金の猶予を受けた者で県営住宅の入居の許可があった日から1年以内に退去するもの	全額。ただし、未納の家賃、割増賃料又は損害賠償金があるときは、これを控除した額

様式第1号（第3条関係） 家賃減免等申請書

<p style="margin: 0;">家賃減免等申請書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">地方局長 様</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住所 申請者 氏名 印 電話番号</p>							
申請区分 <small>該当するのみにし印を付けること。</small>	家賃減免 敷金猶予 敷金減免		団地名				
			住宅番号				
			入居許可日	年 月 日			
家賃	月額	円		納付状況	年 月分まで完納		
	減免を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで		減免額	円		
敷金	猶予	敷金額	円		猶予額	円	
		希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで				
	減免	猶予額	円		滞納家賃等	円	
		退去予定日	年 月 日		減免額	円	
入居している (する)家族の 状況	申込者と の続柄	氏名	年齢	勤務事業所名	収入	備考(別居中の者は、別居先を記入してください。)	
	本人						
	合計		人			(歳)	
	扶養家族		人	入居する家族以外 の扶養家族名		(歳)	
収入合計		円			(歳)		
申請の理由 できるだけ詳しく書いてください。						審査	
						実態調査	
						判定	
<p>注1 不要の文字は、抹消すること。</p> <p>注2 印のある箇所は、記入しないこと。</p> <p>注3 次に掲げる書類を添付すること。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条の規定による住宅扶助を受けている世帯にあつては、住宅扶助の証明書</p> <p>(2) 市町村民税非課税世帯にあつては、市町村民税非課税証明書</p> <p>(3) 市町村民税非課税世帯(見込み)にあつては、離職証明書、給与証明書、医療支払明細書又は直近の市町村民税課税証明書等</p>							

様式第2号(第5条関係) 家賃減免辞退届

<p>家賃減免辞退届</p>			
<p>地方局長 様</p>		<p>年 月 日</p>	
<p>氏 名</p>		<p>印</p>	
<p>電話番号</p>			
<p>団 地 名</p>		<p>住 宅 番 号</p>	
<p>家賃の減免を 辞退する理由</p>			

愛媛県県営住宅高額所得者明渡事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高額所得者に対する明渡し指導及び明渡し等に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(高額所得者の認定及び通知等)

第2条 地方局長は、条例第19条第2項に規定する高額所得者について、「高額所得者認定通知書」（様式第1号）を送付するとともに、当該県営住宅の明渡義務を認識させるため「高額所得者認定に伴う県営住宅の明渡しについて」（様式第2号）を送付するものとする。

(明渡相談及び指導)

第3条 地方局長は、前条の規定により通知した高額所得者に対して、通知後速やかに、面談等により、県営住宅の明渡しに関する相談及び指導を行うものとする。

2 前項の県営住宅の明渡しに関する指導においては、明渡しができない特別の事情のある場合を除き、6月以内に明渡すよう指導するものとする。なお、特別の事情とは第6条各号のいずれかに該当する場合をいう。

3 指導の際には、「高額所得者事情聴取調書」（様式第3号）をとりまとめるものとする。

4 入居者又は入居者の委任を受けた同居者は、前項の高額所得者事情聴取調書について、その記載内容を確認した旨の署名を行わなければならない。

(移転先住宅のあっせん等)

第4条 地方局長は、高額所得者に対しては、特定優良賃貸住宅又はその他適当と認められる住宅のあっせん等に努めるものとする。

(明渡予告等)

第5条 地方局長は、第3条第1項の規定による相談及び指導において退去の予定を明らかにしない者又は指導に応じない者については、「県営住宅明渡請求予告通知書」（様式第4号）を送付するものとする。

(明渡請求)

第6条 知事は、第3条第3項の指導において同意した明渡し時期又は前条の明渡予告通知書を送付した日の翌日から起算して3月を経過した後も、当該県営住宅を明渡さない高額所得者に対して、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合を除き、条例第21条の2第1項の規定に基づき、「県営住宅明渡請求書」（様式第5号）を内容証明郵便により送付し、明渡しを請求するものとする。

- (1) 入居者又は同居者が失業又は長期入院を要する病気等により、著しく所得が減少していることが確認されたとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) その他、前各号に準ずる特別の事情があると認められるとき。

(明渡期限)

第7条 条例第21条の2第3項に規定する明渡しの期限は、前条の規定による県営住宅明渡請求書を送付した日の翌日から起算して6月を経過した日とする。

(明渡期限の延長)

第8条 明渡請求を受けた高額所得者は、第6条各号のいずれかに該当することとなった場合、または転居先の住宅を確保する上でやむをえないと認められる事情がある場合には、明渡期限の延長を求めることができる。

2 知事は、高額所得者から前項の申出があったときは、その内容を審査の上、その可否を判定し、結果を本人及び地方局長に通知するものとする。

(明渡請求の取消)

第9条 知事は、入居者又は同居者の死亡等により、条例第9条の2第2項の規定による入居者の収入の額が同第5条第1号の金額を超えなくなったとき、その他これに準ずる特別の事由が生じた場合で、必要と認められるときは、明渡請求を取り消すことができる。

(退去の通知)

第10条 知事は、明渡請求を受けた高額所得者が、明渡期限を過ぎても当該県営住宅の明渡しを行わない場合は、入居許可を取消し、「退去通告書」(様式第6号)を送付するものとする。

(明渡請求訴訟)

第11条 知事は、前条の規定による退去通告書を送付しても退去しない高額所得者については、県営住宅の明渡しを求める訴訟を提起するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、県営住宅の高額所得者の明渡しに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年12月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月6日から施行する。

(様式第 1 号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県 地方局長

高額所得者認定通知書

あなたは、 年 10 月 1 日において、県営住宅に引き続き 5 年以上入居し、最近 2 年間の収入額が引き続き公営住宅法施行令第 9 条に規定する収入を超え、愛媛県県営住宅管理条例第 19 条第 2 項の規定に基づく高額所得者となっていますので、同条同項の規定により通知します。

団地	棟名	部屋番号

収入のある入居者	続柄	所得額

所得額合計	控除額合計	認定月額	認定年月日

家賃

適用開始年月	適用終了年月

この認定に意見のあるときは、この通知書を受理した日から 20 日以内に意見を申し出ることができます。また、職業の変更、同居親族の異動、失職、退職等により収入が収入超過基準を越えなくなった時は、再認定を申し出ることができます。

高額所得者に対しては、公営住宅の明渡請求を行うことができることとされており（公営住宅法第 29 条第 1 項）、また、明渡請求を受けた入居者は明渡請求の期限までに明渡さなければならないとされております（公営住宅法第 29 条第 4 項）ので、今後、退去に向けた相談・指導を行わせていただくことをご承知おき願います。

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県 地方局長

高額所得者認定に伴う県営住宅の明渡しについて

あなたは、別添通知書のとおり、県営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間の収入額が公営住宅法施行令第9条に規定する収入を超え、愛媛県県営住宅管理条例第19条第2項の規定に基づく高額所得者となっています。

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としており、高額所得者であるあなたは、県営住宅を明渡ししなければなりません。

つきましては、今後の県営住宅明渡し計画について事情をお聞かせ願いたいので下記により来庁して下さい。近日中に退去される場合は、別紙に入居者ご本人が退去予定日を記入の上送付願います。なお、連絡のない場合は公営住宅法及び愛媛県県営住宅管理条例の規定に基づく県営住宅の明渡し請求の手続きを開始することとなりますので念のため申し添えます。

記

1. 場所 <各地方局若しくは土木事務所連絡先を表記>
2. 日時 平成 年 月 日()から 月 日()まで
8時30分から17時まで
3. 連絡先 電話番号
担当

愛媛県県営住宅管理条例

第19条第2項 知事は、第9条の2第2項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が一般県営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

第21条の2第1項 知事は、第19条第2項の規定により高額所得者として認定された入居者(以下「高額所得者」という。)に対し、期限を定めて、一般県営住宅の明渡しを請求することができる。

第21条の2第3項 第1項の規定による請求を受けた高額所得者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該一般県営住宅を明け渡さなければならない。

政令(公営住宅法施行令)第9条に規定する金額 月額397,000円

高額所得者事情聴取調書

実施日時	平成 年 月 日 時 分から 時 分				
団地名	団地	号数	棟号		
名義人	(才)	電話番号			
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業	収入等
	本人				
借家計画について	社宅	あり なし			
	民間借家	1 契約済 2 物色中 3 考えていない			
持家計画について	土地	1 住宅建てる土地あり 2 なし 3 物色中 資金積立中 4 考えていない			
	家屋	1 建築中(契約中含む) 2 物色中(計画中) 3 資金積み立中 4 考えていない			
今後の見通しについて 1 6月以内に明渡しできる。(平成 年 月頃) 2 6月以内に明渡しができない特別の事情がある。 (理由)					
(名義人との続柄:)					
上記について相違ございません。 (署名)					

様

愛媛県知事

県営住宅明渡請求予告通知書

あなたは昨年に引き続き、平成 年 月 日付け高額所得者認定通知書のとおり、県営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間の収入額が公営住宅法施行令第9条に規定する収入を超え、愛媛県県営住宅管理条例第19条第2項の規定に基づく高額所得者となっています。

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的としており、高額所得者であるあなたは、県営住宅を明渡さなくてはなりません。

このため、平成 年 月 日付け高額所得者認定に伴う県営住宅の明渡しについて、県営住宅明渡計画を明らかにするよう求めているところですが、これに対する回答をいただいておりますので、平成 年 月 日までに明渡されない場合は条例第21条の2第1項の規定に基づく明渡請求を行うことを予告いたします。なお、その場合、明渡請求期限(6ヶ月後)経過後も明渡しに応じない場合には訴訟手続を行うことになることを、ご承知ください。

県営住宅の明渡しについて特段の事情を申し述べたい場合には下記により来庁して下さい。

記

1. 場所 <各地方局若しくは土木事務所連絡先を表記>
2. 日時 平成 年 月 日()から 月 日()まで
8時30分から17時まで
3. 連絡先 電話番号
担当

愛媛県県営住宅管理条例

第19条2項 知事は、第9条の2第2項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が一般県営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

第21条の2第1項 知事は、第19条第2項の規定により高額所得者として認定された入居者(以下「高額所得者」という。)に対し、期限を定めて、一般県営住宅の明渡しを請求することができる。

第21条の2第3項 第1項の規定による請求を受けた高額所得者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該一般県営住宅を明け渡さなければならない。

政令(公営住宅施行令)第9条に規定する金額 月額397,000円

様

愛媛県知事

県営住宅明渡請求書

あなたは、平成 年 月 日付け高額所得者認定通知書のとおり、県営住宅に引き続き5年以上入居し、最近2年間の収入額が引き続き公営住宅法施行令第9条に規定する収入を超え、愛媛県県営住宅管理条例第19条第2項の規定に基づく高額所得者となっています。

ついては、公営住宅法第29条及び愛媛県県営住宅管理条例第21条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり県営住宅の明渡しを請求します。

なお、下記の明渡期限までに県営住宅を明渡されない場合には、裁判所へ明渡請求訴訟を提起することとなります。

また、下記の明渡期限の到来した日の翌日から入居許可を取消することになりますので、取消後から県営住宅の明渡しをされるまでの期間については、家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償金を請求することとなります。

記

1 明渡請求対象県営住宅

県営住宅 団地 棟 号

2 明渡期限

平成 年 月 日

(様式第6号)

第 号
年 月 日

様

愛媛県知事

県営住宅退去通告書

あなたは、年 月 日付第 号による県営住宅明渡請求書の送付にもかかわらず、指定期限(年 月 日)までに県営住宅の明渡しがありませんでした。

そのため、お知らせしたとおり、年 月 日をもって、あなたに対する県営住宅の使用許可を取消しましたので、速やかに住宅を明渡すよう通告します。

明渡しに際しては、住宅の鍵を<各地方局若しくは土木事務所>まで持参の上、提出して下さい。

なお、明渡期限の到来した日の翌日 年 月 日から明渡しの日までの家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償金を納付して下さい。

また、裁判所に対して明渡請求訴訟を提起させていただきますことをお知らせしておきます。

愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。)

第2条第1項に規定する県営住宅(以下「県営住宅」という。)の家賃(割増賃料を含む。以下同じ。)の滞納整理に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促状)

第2条 県営住宅の入居者(以下「入居者」という。)が納期限までに家賃を納付しない場合は、納期限後15日以内に、督促状(様式第1号)を発するものとする。この場合において、督促状の指定納付期限は、督促状を発する日から起算して10日以内とするものとする。

(催告)

第3条 前条の規定による督促の指定納付期限を経過しても家賃を納付しない入居者に対しては、適宜、訪問、電話、文書又は呼出しにより催告を行うものとする。

(滞納整理票)

第4条 家賃を1月分以上滞納している入居者については、県営住宅家賃滞納整理票(様式第2号)を作成し、滞納整理の状況を記録するものとする。

(納付誓約書)

第5条 家賃を3月分以上滞納している入居者のうち、滞納家賃を一括して納付することが困難と認められる者については、必要に応じ、分割納付の県営住宅家賃納付誓約書(様式第3号)を徴するものとする。

(長期滞納者に対する措置)

第6条 家賃を6月分以上滞納している入居者(前条の納付誓約書に基づき誠実に履行している者を除く。)に対しては、訴訟手続により滞納家賃の支払請求及び県営住宅の明渡請求の措置(以下「法的措置」という。)をとるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する入居者が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、法的措置の対象としないことがある。

(1) 入居者又はその同居の親族が疾病又は療養のため多額の出費を余儀なくされていると認められる場合

(2) 主たる生計維持者が死亡し、生活が安定していない場合

(3) 母子世帯、老人世帯又は障害者世帯で、かつ、生活が安定していない場合

(4) その他特別の事情があると認められる場合

(明渡請求)

第7条 前条の規定による法的措置の対象者に対しては、内容証明郵便による県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書(様式第4号)により、期限を指定して滞納家賃の一括納付を請求するとともに、県営住宅の明渡しを請求し、当該滞納者の連帯保証人に対しては、最終催告書を滞納者に送付した旨を通知するとともに、連帯保証債務履行請求書(様式第5号)を送付し、連帯保証債務の履行を請求するものとする。

(即決和解)

第8条 前条の規定により明渡請求を行った入居者のうち、滞納家賃の支払の意思はあるが全額を一括納付することができない者で分割納付を認めることが徴収上有利であると認められるものについては、滞納家賃の支払い及び県営住宅の明渡しに係る即決和解(民事訴訟法(平成8年6月26日法律第109号)第275条の規定による和解をいう。以下同じ。)の申立てを行うものとする。

(退去の通知)

第9条 第7条の規定により明渡請求を行った入居者のうち、同条の指定期限までに滞納家賃を一括納付しない者(前条の規定による即決和解をした者を除く。)に対しては、退去通告書(様式第6号)を送付するものとする。

(訴訟)

第10条 前条の規定により退去通告書を送付しても退去しない入居者については、滞納家賃の支払い及び県営住宅の明渡しに係る訴訟を提起するものとする。

(強制執行)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、強制執行の手続をとるものとする。

(1) 第8条の規定による即決和解に係る和解条項に違反があった場合

(2) 前条の規定による訴訟により債務名義を得た場合

(連帯保証人への納付協力依頼等)

第12条 第3条の規定による催告に対し誠意がみられない滞納者については、当該滞納者の連帯保証人に対し、県営住宅滞納家賃額通知書(様式第7号)により連帯保証に係る滞納家賃額を通知するとともに、その納付履行の協力を依頼するものとする。

2 前項の規定により連帯保証人に対し納付履行の協力を依頼しても滞納者が滞納家賃を納付しない場合は、第7条の規定にかかわらず、当該連帯保証人に対して連帯保証債務の履行を請求することができる。

(退去滞納者への対応)

第13条 滞納家賃を納付しないまま県営住宅を退去した者(以下「退去滞納者」という。)に対しても、引き続き適宜、訪問、電話、文書又は呼出しにより催告を行うものとする。

2 前項の規定による催告によっても滞納家賃を納付しない退去滞納者に対しては、必要に応じ、滞納家賃の支払いに係る即決和解の申立て、支払命令の申立て又は訴訟の提起の措置をとるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、県営住宅の家賃の滞納整理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成6年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月5日から施行する。

附 則

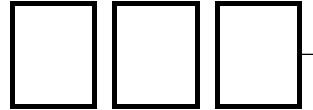
この要領は、平成18年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月3日から施行する。

様式第1号（第2条関係） 督促状

（表）



様

愛媛県 地方局長 印

督 促 状

滞納内訳		月数	家賃月額	滞納額
年度	割増賃料			
	家賃			
月分	割増賃料			
月分	家賃			
年度	割増賃料			
前の滞納額	家賃			
年 月 末 現 在 滞 納 額 計				
督促状発行年月日		年 月 日		
納付期限		年 月 日		

あなたの県営住宅家賃が上記のとおり未納になっていますから、指定納付期限までに納付してください。

様式第2号(第4条関係) 県営住宅家賃滞納整理票

様式第2号(その1) (表)

県営住宅家賃滞納整理票 (1年以上滞納用)

団地名	住宅番号	住	所	種別	入居年月日	退去年月日
団地				
入居者	氏名	(ふりがな)			電話番号	
					(自宅)	
					() -	
	勤務先				(勤務先)	
					() -	
	収入状況等					
家族構成	氏名	続柄	生年月日	勤務先	収入状況	備考
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
保証人	氏名	連絡先等				
	(ふりがな)	住所	TEL () -			
		勤務先	TEL () -			
		収入				
	(続柄)	備考				
	(ふりがな)	住所	TEL () -			
		勤務先	TEL () -			
	(続柄)	収入				
	備考					

滞納状況・納付状況

(単位：円 上段：滞納金額 下段：納付年月日)

種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
滞 納 理 由						特 記 事 項							
備 考													

様式第4号(第7条関係) 県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書

第 号
年 月 日

県営住宅 団地 号

様

愛媛県知事



県営住宅滞納家賃最終催告書兼条件付明渡請求書

あなたは、再三の催告にもかかわらず、県営住宅家賃の滞納が続き、その滞納月数及び滞納額は、 年 月 日現在で別記のとおりとなっております。

ついては、 年 月 日までに滞納家賃を一括納付するよう最終催告します。

この催告に応じない場合には、改めて通知することなく、 年 月 日をもってあなたに対する県営住宅の使用許可を取り消しますので、同日限りで退去してください。

退去されない場合には、あなたに対し、県営住宅の明渡し並びに 年 月 日までの滞納家賃の全額及び同日の翌日から明渡しの日までの家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償金の支払いを求める訴訟を提起する手続をとることとします。

別記

滞納家賃一覧表

年度	月	金額	月	金額	月	金額	月	金額
	4		5		6		7	
	8		9		10		11	
	12		1		2		3	
	4		5		6		7	
	8		9		10		11	
	12		1		2		3	
	4		5		6		7	
	12		1		2		3	
	4		5		6		7	
	8		9		10		11	
	12		1		2		3	
合							計	

様式第5号（第9条関係） 退去通告書

第 号
年 月 日

県営住宅 団地 号
様

建築住宅課長



退 去 通 告 書

あなたは、 年 月 日付け 第 号による県営住宅滞納家賃
最終催告書兼条件付明渡請求書の送付にもかかわらず、指定期限（
年 月 日）までに滞納家賃の納付がありませんでした。

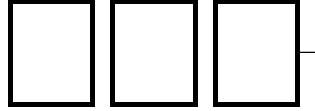
そのため、お知らせしたとおり、 年 月 日をもって、あなたに
対する県営住宅の使用許可を取り消しましたので、速やかに住宅を明け渡
すよう通告します。

明渡しに際しては、住宅の鍵を まで持
参の上提出してください。

なお、 年 月 日までの滞納家賃及び同日の翌日から明渡しの日
までの家賃相当額の2倍に相当する額の損害賠償金を納付してください。

様式第 6 号 (第 12 条 関 係) 県 営 住 宅 滞 納 家 賃 額 通 知 書

(表)



様

(裏)

県営住宅滞納家賃額通知書

入居者氏名			
団地名			
滞納家賃額	円	滞納期間	年 月から 年 月まで
内 割増賃料	円	上記のうち	箇月分
訳 家賃	円	上記のうち	箇月分

あなたが連帯保証人となっておられる上記の入居者は、家賃を滞納しております。

ついては、早急に家賃を納付するよう入居者へ指示をお願いします。もし、入居者から納付のない場合には、連帯保証人であるあなたに納付をお願いすることになりますから、念のため申し添えます。

なお、入居者が家賃を納付されてから納付済通知が県に届くまでに1週間程度かかりますので、この通知が入居者の家賃の納付と行き違いになることがあります。その際は御了承ください。

年 月 日

住所 _____

機関名 _____

TEL() - (内) _____